

県立福祉型障がい児入所施設の今後の方向性について
～県立福祉型障がい児入所施設あり方検討会議報告書～

令和8年3月23日
県立福祉型障がい児入所施設あり方検討会議

目次

1	はじめに	1
2	県立福祉型障がい児入所施設の現状と課題	2
	(1) 3学園の概要	2
	(2) 入所機能	3
	(3) 在宅支援機能	6
	(4) 運営状況	8
3	県立福祉型障がい児入所施設の今後の方向性	14
	(1) 入所機能	14
	ア 専門職の配置	
	イ 新たな加算の計上	
	ウ セーフティーネットとしての機能強化	
	エ 運営体制の効率化	
	(2) 在宅支援機能	17
	ア 日中一時支援事業	
	イ 短期入所事業	
	ウ 障がい児等療育支援	
	エ 新たな在宅障がい児福祉サービス	
4	おわりに	19

1 はじめに

県立最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園の3学園は、知的障がい児の県内唯一の入所施設であり、障がいが重度化・重複化する中、家庭での養育が困難な障がい児に対して、県立施設としてセーフティーネットの役割を果たしてきた。

そのような中、県内福祉関連団体から、民間移譲を含めた施設運営の見直しが提言されており、令和4年度に実施された包括外部監査（テーマ：障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について）では、「全国的には70%以上の福祉型障がい児入所施設が民営で運営されている実態を見ると、公営で実施する積極的な理由が求められている状況になってきており、3学園の民間移譲を含めた施設運営の見直しについて、実務的な面を踏まえて検討を行うべき」との意見があった。また、その一方で、3学園の保護者会からは、県直営による施設運営を引き続き堅持するよう要望されている。

以上のことから、3学園の役割や機能、運営方法等に係る今後のあり方について、県直営で運営していくことのメリット・デメリットを整理のうえ、改めて検討する必要がある。

本検討会議では、以上のような経緯や状況を踏まえ、令和6年12月の第1回検討会議以降計5回の検討会議を開催し、3学園のあるべき姿について、議論を重ねてきた。その結果として、ここに報告書を取りまとめる。

【県立福祉型障がい児入所施設のあり方検討会議委員名簿】

所属・役職等	氏名
東北公益文科大学教授	澤邊 みさ子
東北文教大学准教授	下村 美保
尾形公認会計士事務所長	尾形 吉則
一般社団法人山形県社会福祉士会理事長	大江 祥子
山形県知的障害者福祉協会日中活動支援部会長	志田 浩司
一般社団法人山形県手をつなぐ育成会副理事長	高橋 郁子
しあわせ子育て応援部こども家庭福祉課長	大澤 修一 (R6) 小野 和俊 (R7)
福祉相談センター所長	阿良 正輝 (R6) 佐藤 慎治 (R7)
教育局特別支援教育課長	戸屋 学

【検討会議開催経過】

令和6年12月5日 第1回検討会議
令和7年2月13日 第2回検討会議
令和7年9月10日 第3回検討会議
令和7年12月19日 第4回検討会議
令和8年2月16日 第5回検討会議

2 県立福祉型障がい児入所施設の現状と課題

(1) 3 学園の概要

ア 最上学園（新庄市大字松本55-1）

定 員	30人	入所児童数	13人（令和7年4月1日現在）
開 設	昭和26年11月	建 築 年	平成12年
建物延面積	2,468.01㎡	居 室 数	12室（男子棟8・女子棟4）
職 員 定 数	正職員32人（保育士22、保健師1、栄養士1、事務5、調理師2、技能員1） 会計年度任用職員20人（保育士9、指導員2、調理員5、警備員4）		
沿 革	昭和26年11月 新庄市松本82-2に開園（定員30名） 昭和33年4月 定員変更（定員40名） 昭和44年4月 園舎全面改築（定員70名） 昭和46年4月 新庄市立日新小学校、中学校最上学園分校開校 昭和54年3月 新庄市立日新小学校、中学校最上学園分校閉校 昭和54年4月 新庄養護学校小学部、中学部開設（併設） 昭和55年4月 新庄養護学校の独立移転に伴い訪問教育開始 昭和56年4月 新庄養護学校最上学園分教室設置 平成12年3月 新庄養護学校最上学園分教室閉級 平成12年4月 新庄市松本55-1に移転、新園舎完成（定員30名） 平成12年4月 新庄養護学校小学部、中学部の移転に伴い通学支援開始 平成14年4月 新庄養護学校高等部訪問教育開始 平成20年3月 新庄養護学校高等部訪問教育廃止 平成20年4月 新庄養護学校高等部に通学支援開始		

イ やまなみ学園（長井市今泉1812）

定 員	30人	入所児童数	15人（令和7年4月1日現在）
開 設	昭和37年9月	建 築 年	平成10年
建物延面積	2,660.49㎡	居 室 数	15室（男子棟11・女子棟3・短期1）
職 員 定 数	正職員31人（保育士22、保健師1、栄養士1、事務5、調理師1、技能員1） 会計年度任用職員21人（保育士9、指導員2、調理員6、警備員4）		
沿 革	昭和37年8月 開園（定員50名） 昭和46年4月 長井市立豊田小学校、中学校やまなみ学園分校開校 昭和47年4月 増築（定員100名） 昭和54年3月 長井市立豊田小学校、中学校やまなみ学園分校閉校 昭和54年4月 米沢養護学校やまなみ学園分教室設置 平成10年4月 新園舎完成（定員30名） 平成14年4月 米沢養護学校高等部訪問教育開始 平成30年3月 米沢養護学校高等部訪問教育廃止 平成30年4月 米沢養護学校西置賜校高等部に通学支援開始		

ウ 鳥海学園（飽海郡遊佐町藤崎字茂森14-178）

定員	30人	入所児童数	14人（令和7年4月1日現在）
開設	昭和39年4月	建築年	平成12年
建物延面積	2,769.22㎡	居室数	15室（男子棟10・女子棟5）
職員定数	正職員32人（保育士22、保健師1、栄養士1、事務5、調理師2、技能員1） 会計年度任用職員22人（保育士11、指導員2、調理員5、警備員4）		
沿革	昭和39年4月 遊佐町吹浦に開園（定員50名） 昭和46年4月 増築（定員100名） 遊佐町立吹浦小学校、菅里中学校鳥海学園分校開校 昭和54年3月 遊佐町立吹浦小学校、菅里中学校鳥海学園分校閉校 昭和54年4月 鶴岡養護学校分教室設置（小学部、中学部） 平成11年4月 遊佐町藤崎に移転、新園舎完成（定員30名） 平成14年4月 鶴岡養護学校高等部訪問教育開始 平成23年3月 酒田特別支援学校開校に伴い鶴岡養護学校鳥海学園分教室閉級 平成24年4月 酒田特別支援学校小学部、中学部、高等部に通学支援開始		

平成15年4月1日 措置制度から利用契約に基づく支援費制度に移行
（障がい児入所施設は措置制度継続）

平成18年10月1日 障害者自立支援法施行
児童福祉法に基づく知的障がい児施設に指定

平成24年4月1日 児童福祉法に基づく福祉型障がい児入所施設に指定

（2）入所機能

ア 入所児童数の推移

昭和54年の養護学校就学義務制による入所児童の大幅な減少以降、少子化の進展や保護者の在宅志向の高まりなどにより、入所児童数の減少が続いている。

＜表1 入所児童数の推移（各年4月1日現在）＞

（人）

	S53	S54	S55	H10	H15	H20	H25	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R7
最上学園	58	45	26	20	20	15	20	20	20	18	16	18	17	13
やまなみ学園	73	32	44	20	24	20	16	17	16	17	16	15	15	15
鳥海学園	76	39	37	26	25	20	18	14	16	16	15	15	15	14
計	207	116	107	66	69	55	54	51	52	51	47	48	47	42

イ 入所児童の年齢

平成15年頃は、満18歳以上のいわゆる「過齡児」が6割を占めていたが、平成24年の児童福祉法改正において、18歳以上の者は障がい者施策において適切な支援を行っていくこととされ、成人施設等に移行しなければならなくなった（経過措置：令和5年度末まで）。令和6年4月からは、22歳満了時までの入所継続が可能となっている。

＜表2 入所児の年齢層（令和7年4月1日現在）＞ (人)

	5歳以下 (未就学)	6～11歳 (小学部)	12～14歳 (中学部)	15～17歳 (高等部)	18歳以上 (過齢児)	計
最上学園	0	2	6	5	0	13
やまなみ学園	3	5	2	5	0	15
鳥海学園	1	2	4	4	3	14
計	4	9	12	14	3	42
割合	9.5%	21.4%	28.6%	33.3%	7.1%	100%

＜表3 過齢児の推移（各年4月1日現在）＞ (人)

	H15	H20	H25	H30	R3	R4	R5	R6	R7
最上学園	13	3			2	1			
やまなみ学園	11	8	1	1		1	1		
鳥海学園	17	10	4					3	3
計	41	21	5	1	2	2	1	3	3
入所人数	69	55	54	51	47	47	48	47	42

ウ 男女別

3施設共通して、女兒より男児が多い。

＜表4 入所児の性別（令和7年4月1日現在）＞ (人)

	男	女	合計
最上学園	9	4	13
やまなみ学園	11	4	15
鳥海学園	10	4	14
計	30	12	42

エ 出身市町村

出身地域別では村山地域が最も多く、全体の約52%を占めている。村山地域には福祉型障がい児入所施設がないため、村山地域の障がい児は他地域にある施設に入所せざるを得ない状況にある。

＜表5 出身市町村別（令和7年4月1日現在）＞ (人)

	東南 村山	西村山	北村山	最上	置賜	庄内	県外	計
最上学園	3	3	3	3	1	0	0	13
やまなみ学園	8	1	1	1	3	0	1	15
鳥海学園	1	1	1	0	0	11	0	14
計	12	5	5	4	4	11	1	42

オ 潜在的ニーズ（児童養護施設入所児）

現在児童養護施設に入所している児童の中に、福祉型障がい児入所施設への入所措置を検討している児童がいるか児童相談所に確認したところ、双葉荘に1名（中2女児）いることがわかった。（入所措置検討中の中2女児は、令和8年度中に入所予定）

＜表6 児童養護施設入所措置状況（令和7年10月1日現在）＞ (人)

	山形学園 (山形市)	米沢市立興望館 (米沢市)	七窪思恩園 (鶴岡市)	双葉荘 (新庄市)	寒河江学園 (寒河江市)	計
入所措置児数	27	24	43	42	39	175
うち知的障がい	2	2	8	7	9	28
うち措置検討	0	0	0	1	0	1

カ 潜在的ニーズ（在宅障がい児）

過去に福祉型障がい児入所施設への入所希望をしていたが、入所できなかった児童がいるか市町村（35市町村、回答率100%）及び相談支援事業所（49事業所、回答率59%）に確認したところ、入所できなかった児童が9名（男5名、女4名）おり、そのうち1名（11歳女児）が現時点でも入所を希望していることがわかった。（入所希望の11歳女児は、令和7年12月に入所済）

＜表7 過去に入所希望していたが、入所できなかった児童の数（令和7年10月）＞ (人)

	市町村			相談支援事業所			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
入所希望していたが入所できなかった児童	2	2	4	3	2	5	5	4	9
うち現在も入所を希望している児童	0	0	0	0	1	1	0	1	1

キ 3学園への入所手続きで困ったこと

過去に3学園への入所手続きで困ったことについて、市町村及び相談支援事業所に確認したところ、困ったことがあったとの回答が4市町村、6事業所で確認された。その内容としては、空きがないため入所を断られたケースや、入所するまで時間がかかったケースなどがあった。

＜表8 3学園への入所手続きで困ったこと（令和7年10月）＞

	困ったことがあった	困った内容（主なもの）
市町村	4	<ul style="list-style-type: none"> ・空きがないため、断られてしまう。 ・措置入所ならよい、契約入所では遠慮したいと言われた。
相談支援事業所	6	<ul style="list-style-type: none"> ・相談しても待機者リストに載るだけで待機時間が長い。 ・関係機関が連携し時間をかけて入所にたどり着いたケースがあった。もう少し、スムーズに入所できないかと感じた。 ・数年前に入所希望したが空きがなく入所できなかった。 ・体験利用で行動的な問題があると断られる。

ク 空室の状況

3 学園には 4 人部屋、3 人部屋が多くあり、定員どおり入所させれば、各学園 30 名の入所が可能だが、入所児間のトラブルを防止するため、通常は 1 室 1 名で運用している。現在は 44 室中 39 室を使用し 43 名が入所しているが、男子棟に 4 室、女子棟に 1 室空室がある状況で、障がい児の入所受け入れの余地はあると思われる。

＜表 9 現在の入所児受入状況（令和 7 年 10 月 1 日現在）＞

	男子棟			女子棟			合 計		
	居室数	満室数 (入所児数)	空室数	居室数	満室数 (入所児数)	空室数	居室数	満室数 (入所児数)	空室数
最上学園	9	7 (7)	2	5	5 (6)	0	14	12 (13)	2
やまなみ学園	12	10 (12)	2	3	3 (4)	0	15	13 (16)	2
鳥海学園	10	10 (10)	0	5	4 (4)	1	15	14 (14)	1
計	31	27 (29)	4	13	12 (14)	1	44	39 (43)	5

(3) 在宅支援機能

ア 日中一時支援事業

宿泊を伴わない施設利用サービス。市町村が交付する利用決定通知書に記載されている日数以内で利用が可能。令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い利用が減少した。新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行した令和 5 年 5 月から順次受入れを再開している。

＜表 10 日中一時支援事業の延べ利用日数＞

(日)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最 上 学 園	142	127	83	118	40	19	0	23	38
やまなみ学園	342	273	256	204	93	46	4	115	273
鳥 海 学 園	1,335	1,410	1,566	1,022	317	190	0	0	0
計	1,819	1,810	1,905	1,344	450	255	4	138	311

日中一時支援事業のニーズがどの程度あるか、市町村及び相談支援事業所に確認したところ、やまなみ学園のある置賜地区には、今後利用希望の児童はおらず、ニーズを充足しているものと考えられる。最上学園のある最上地区、鳥海学園のある庄内地区には、今後利用希望の児童がおり、利用促進を行う余地はあると思われる。

＜表 11 日中一時支援事業のニーズ（令和 7 年 10 月）＞

		村山地区	最上地区	置賜地区	庄内地区	計
市町村	現在利用児童あり	5	1	4	2	12
	利用希望児童あり	1	2		1	4
	利用希望児童なし	8	5	4	2	19
相談支援事業所	現在利用児童あり	4	1	7	2	14
	利用希望児童あり	5			2	7
	利用希望児童なし	13	3	6	6	28

イ 短期入所事業

宿泊を伴う施設利用サービス。市町村が支給決定した 1 月の日数以内で利用が可能。日中一時支援事業と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた。

＜表 12 短期入所事業の延べ利用日数＞ (日)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最上学園	64	104	29	51	0	26	0	4	0
やまなみ学園	111	22	6	4	0	0	4	45	36
鳥海学園	186	179	174	90	29	14	0	0	0
計	361	305	209	145	29	40	4	49	36

短期入所事業のニーズがどの程度あるか、市町村及び相談支援事業所に確認したところ、最上学園のある最上地区には、今後利用希望の児童はおらず、ニーズを充足しているものと考えられる。やまなみ学園のある置賜地区には、今後利用希望の児童が多数いることから、短期入所の受入可能数を増やす必要がある。鳥海学園のある庄内地区には、今後利用希望の児童がおり、利用促進を行う余地はあると思われる。

＜表 13 短期入所事業のニーズ（令和 7 年 10 月）＞

		村山地区	最上地区	置賜地区	庄内地区	計
市町村	現在利用児童あり	3	1	2	3	9
	利用希望児童あり	3		3	1	7
	利用希望児童なし	8	7	3	1	19
相談支援事業所	現在利用児童あり	3	1	1	1	6
	利用希望児童あり	7		5	2	14
	利用希望児童なし	12	3	7	7	29

ウ 障がい児等療育支援

保護者等からの相談及び療育支援のほか、市町村の乳幼児健診への協力や保育所等への訪問指導等を行っている。地域に民間の相談支援事業所が増加していることに加え、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により保護者等からの電話や来園による相談が減少している。一方で、市町村の乳幼児健診への協力や保育所等への訪問指導のニーズが高まっている。

＜表 14 療育相談の件数＞

(件)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最 上 学 園	608	592	464	420	345	399	154	193	170
やまなみ学園	306	148	151	102	77	86	47	11	50
鳥 海 学 園	351	369	260	295	88	86	49	38	39
計	1,265	1,109	875	817	510	571	250	242	259

エ 新たな在宅障がい児福祉サービス

未就学児を対象とした児童発達支援と就学児を対象とした放課後等デイサービスがある。放課後等デイサービスのニーズがどの程度あるか、市町村及び相談支援事業所に確認したところ、4地区全てにおいて、3学園で放課後等デイサービスが設置されれば、利用させたい児童がいるという結果であった。

地区ごとに見ると、最上学園のある最上地区では所在である新庄市はもちろん、比較的遠方の最上町、戸沢村、村山市、大石田町の利用希望児童もいた。やまなみ学園のある置賜地区では、小国町を除く全ての市町に利用希望児童がいた。鳥海学園のある庄内地区では、近隣の庄内北部（酒田市、庄内町、遊佐町）に利用希望児童がいた。

＜表 15 放課後等デイサービスのニーズ（令和7年10月）＞

		村山地区	最上地区	置賜地区	庄内地区	計
市町村	利用希望児童あり	4	4	6	3	17
	利用希望児童なし	10	4	2	2	18
相談支援事業所	利用希望児童あり	4	2	7	4	17
	利用希望児童なし	18	2	6	6	32

(4) 運営状況

ア 人員配置

3学園の人員配置について、既に民営化している他府県にある2施設と比較してみたところ、以下の3つの点が明らかになった。

1点目は、直接支援職員が多く、手厚い支援が行われていることである。3学園には常勤換算で1施設あたり平均32.3人の直接支援職員が配置されており、直接支援職員1人当たりの実員数は0.4人と、直接支援職員2人で1人の障がい児の支援を行っている形となっている。他府県2施設の直接支援職員1人当たりの実員数は1.6人（直接支援職員2人で3人の障がい児を支援）、0.9人（直接支援職員1人で1人の障害児を支援）であり、3学園では他府県2施設と比べて2倍、3倍の直接支援職員を配置していることになる。3学園にこれだけ多くの直接支援職員を配置している最も大きな理由は、夜勤を3人体制で回していることである。3学園では3交代制（日勤、準夜勤、深夜勤）を採用しているが、夜勤（準夜勤、深夜勤）は一人当たり月8回までというルールがあり、一月をこのルールで回すとすれば、最低24人の夜勤可能な職員を配置する必要がある。また、人手が必要となる朝（起床、朝食、学校への送り出し）と夕方から就寝前までの支援を夜勤者3人と

＜表 16 人員配置（令和 7 年 8 月 1 日現在）＞

（人）

	本県 3 学園（平均）			他府県施設 A			他府県施設 B		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
定員（実員）	30 人（14.3 人）			40 人（41 人）			27 人（20 人）		
運営方法	県直営			民営（民間移譲）			民営（指定管理）		
管理者	1		1	1		1	1		1
児童発達支援管理者	1		1	1		1	1		1
保育士	26.7	2	28.7	12		12	5		5
児童指導員	3.3	1.7	5	6		6	14		14
栄養士	1		1	1		1	1		1
看護職員	1		1	2		2	1		1
ソーシャルワーカー	0.3		0.3	1		1	1		1
職業指導員				1		1			
心理担当職員				1		1	1	1	2
嘱託医		2	2		2	2		2	2
事務職員	2		2	2		2	1		1
調理員	3	3.3	6.3	委託			委託		
警備員		3.3	3.3	委託			委託		
技能員	1		1		4	4			
保育補助等				3	8	11			
合計	40.3	12.3	52.6	31	14	45	26	3	29

＜表 17 直接支援職員（令和 7 年 8 月 1 日現在）＞

（人）

	本県 3 学園（平均）			他府県施設 A			他府県施設 B			
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
直接支援職員数	31	3.7	34.7	21	8	29	23	1	24	
内 訳	管理者						1		1	
	児童発達支援管理責任者	1		1			1		1	
	保育士	26.7	2	28.7	12		12	6	6	
	児童指導員	3.3	1.7	5	6		6	14	14	
	その他職員				3	8	11	1	1	2
常勤換算人数	31	1.3	32.3	21	3.9	24.9	23	0.1	23.1	
直接支援職員1人当たり実員数	0.4			1.6			0.9			
夜勤体制	3 交代制			2 交代制			2 交代制			
夜勤可能職員数	28.3			21			20			
主 な 勤 務 割	早出	7:45～16:30（最上のみ）			6:15～15:00			6:15～15:00		
	日勤	8:30～17:15			9:00～17:45			8:30～17:15		
	遅番	11:30～20:15			12:00～20:45			12:30～21:15		
	準夜勤（人数）	16:30～翌 1:15（3 人）			15:30～翌 10:00（3 人）			15:30～翌 9:00（2 人）		
	深夜勤（人数）	0:30～9:15（3 人）								

遅番1名で対応しており、夜勤者をこれ以上減らすことができないと考えていることも、直接支援職員が多くなる理由と考えられる。

2点目は、専門職の配置がなされていないことである。3学園には、他府県2施設で配置されているソーシャルワーカー（地域移行等の業務を行う専任職員）や職業指導員（日中活動計画の作成等を行う専任職員）、心理担当職員の配置がなされていない。この3つの専門職が配置されていないため、過齢児の地域移行や障がい児の自立支援、強度行動障がいを持つ障がい児への支援が十分にできていない可能性がある。

3点目は、調理業務や警備業務が直営で行われていることである。他府県2施設では調理業務や警備業務は業者に委託して行っており、委託するメリット・デメリット等について確認した。

調理業務については、業者に委託している他府県2施設の方が、人件費、食材費ともに安上がりとなっており、調理スタッフの労務管理が不要、感染症流行時の対応が可能とのメリットがあった。デメリットとしては、委託先の倒産リスクがある他、職員の入れ替わりが激しく、知識不足・経験不足からくる対応の限界があることがわかった。

＜表 18 本県3学園と他府県2施設との比較（調理業務）＞

	実員数 (R7.8.1) (人)	実施 方法	調理員 実人数 (人)	令和6年度実績			
				人件費 (委託料) (千円)	食材費 (千円)	年間 総食数	1食あたり単価 (食材費) (円)
本県3学園（平均）	14.3	直営	7	26,525	9,929	20,561	482.9
他府県施設A	41	委託	5	19,140	12,446	56,524	220.2
他府県施設B	20	委託	6	14,806	12,502	56,908	219.7

＜表 19 委託するメリット・デメリット（調理業務）＞

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・食材費が単価契約のため、食材コストの削減効果が得られる。 ・調理スタッフの労務管理をする必要がない。 ・調理スタッフ内で感染症が流行しても、別のスタッフが代わりに入る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の倒産リスクがある。 ・委託先の職員の入れ替わりが激しく、知識不足・経験不足からくる対応の限界（とりみ食への急な対応困難）もある。 ・食材原価高騰の折、より安価なものを使用するため、食材の素材自体に差が生じる。

警備業務については、業者に委託した方が調理業務と同様労務管理が不要となるメリットがあった他、シルバー人材センターへ委託した場合は、コストダウンにつながるといったメリットがあった。一方デメリットとしては、シルバー人材センターに委託した場合、本格的な警備スタッフでないため、緊急事態（不審者対応等）への対応が困難であることなどがわかった。

<表 20 本県 3 学園と他府県 2 施設との比較（警備業務）>

	実員数 (R7.8.1) (人)	実施方法	勤務体制	人件費 (委託料) (千円)
本県 3 学園（平均）	14.3	直営	平日：夜 1 人	7,836
他府県施設 A	41	委託（シルバー人材 C）	休日：日中 1 人、	3,442
他府県施設 B	20	委託（ビル管理会社）	夜 1 人	7,908

<表 21 委託するメリット・デメリット（警備業務）>

メリット	デメリット
・人事管理の必要がない。	・（シルバー人材 C 委託の場合）本格的な警備スタッフでないため、緊急事態（不審者対応等）への対応は困難 ・タイムリーな情報共有が困難な場合がある。

イ 財務状況

3 学園の財務状況について、既に民営化している他府県にある 2 施設と比較してみたところ、他府県 2 施設は収支がほぼ均衡している一方で、3 学園は 1 施設 2 億円以上の赤字を出していることがわかった。

<表 22 本県 3 学園と他府県 2 施設との比較（令和 6 年度財務状況）> (千円)

	最上学園	やまなみ学園	鳥海学園	他府県施設 A	他府県施設 B
収入※	74,682	77,041	63,782	242,920	177,351
措置費	12,487	25,817	34,748	129,651	111,161
障害児入所給付費	60,691	47,899	27,812	68,301	60,393
利用者負担	1,279	882	1,180	1,829	1,602
在宅サービス収入	141	1,922	0	32,082	1,182
その他収入	84	521	42	11,057	3,013
支出	311,143	295,174	332,058	278,502	174,478
人件費	274,074	257,300	291,177	166,513	127,330
人件費以外の経費	37,069	37,874	40,881	71,239	47,148
在宅サービス支出				40,750	
収支差額	▲236,461	▲218,133	▲268,276	▲35,582	2,873

※ 3 学園の収入中措置費及び障害児入所給付費の額は、国に請求した負担金額から推計

1 施設 2 億円以上の赤字を出している理由は、大きく 4 つ考えられる。

1 つ目は、実員数の割に定員が多いことである。3 学園は定員 30 人で、それぞれ約 15 人程度が入所しているが、福祉型障害児入所施設給付費の 1 日あたりの単価は定員が多いほど安くなっており、定員 30 人の単価（784 単位）は定員 20 人の単価（1,037 単位）の 76%程度となっている。したがって実員数の割に安い単価で

請求していることから、収入がその分少ない状況となっている。

2つ目は、個室化が進んでいないため、多くの障がい児を受け入れることができないことである。3学園では、2(2)クでも述べたように、障がい児同士のトラブルを防止するため原則1室1名で運用しており、4人部屋や3人部屋を1人で利用させていることから、定員の割に入所児を増やすことができず、収入を増やすことができない状況となっている。

3つ目は、取れる加算を取っていないことである。他府県2施設で取っている加算について、3学園で取っているか確認したところ、2(4)アでも述べた専門職を配置することにより取れる加算(下表参照)や一定の取組みを行うことにより取れる加算(下表参照)を3学園で取っていないことがわかった。取れる加算を取っていないことで、その分収入が少ない状況となっている。

<表 23 専門職の配置により取れる加算>

加算名	内 容	単位数※
ソーシャルワーカー配置加算	地域移行等を進めるため基準員数の従業者に加え、ソーシャルワーカーを1以上配置している場合に加算	53 単位
日中活動支援加算	専任の職業指導員を配置し、日中活動計画の作成、障がい児の状態の記録、日中活動計画の評価見直しを行っている場合に加算	54 単位
心理担当職員配置加算	専任の心理担当職員を配置し、心的外傷のための心理支援が必要な障がい児が5人以上いる場合に加算	34 単位
強度行動障害児特別支援加算	心理担当職員を配置し、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了した者を1以上配置した上で、加算の対象となる障がい児に加算	(I)390 単位 (II)781 単位

※定員 30 人の場合の単位数

<表 24 一定の取組みを行うことにより取れる加算>

加算名	内 容	単位数※
福祉・介護職員等処遇改善加算	職員の賃金を一定以上改善した場合等に加算	算定した単位数による
要支援児童加算	要保護児童・要支援児童について、児童相談所等関係機関との連携を図るため、当該障がい児に係る会議を開催した場合に、1月に1回を限度として加算	150 単位
地域移行加算	障がい児の退所に先立って、当該障がい児に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障がい児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障がい児及びその家族等に対して退所後の障がい児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回、退所後30日以内に1回を限度として加算	500 単位
小規模グループケア加算	小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等の交流スペース、台所、便所等を有した環境で、小規模なグループによる支援を行った場合に加算	(I)320 単位 (II)233 単位 (III)186 単位

4つ目は、直接支援職員が多すぎることである。2（4）アでも述べたが、夜勤を3人体制で回しているため、夜勤可能な直接支援職員を最低24人配置する必要があり、結果、人件費の支出額が増えている状況にある。

3 県立福祉型障がい児入所施設の今後の方向性

(1) 入所機能

ア 専門職の配置

- 入所児童が円滑に地域生活に移行できるよう、家族や地域、自治体、学校、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関など関係者・関係機関との連携を強化することが重要であることから、こうした役割を担うソーシャルワーカーの配置を進めるべきである。
- 愛着形成の課題や強度行動障がいなど、ケアニーズの高い入所児童が多くなっており、こうした複合的な課題を抱える障がい児に対して特にきめ細かい支援が必要になることから、心理担当職員の配置を進めるとともに、強度行動障がいに関する研修の推進など職員の専門性を高めるための支援を強化すべきである。
- 入所児童が将来の自立を見据えて働く力を養い適切な職業を選択できるよう、日中活動や移行支援の充実を図るため、職業指導員の配置を進めるべきである。
- これら専門職の配置にあたっては、既に配置されている職員がこれらの専門職を担うことが可能である場合は配置転換を行うなど、可能な限り速やかな配置に努めるべきである。

イ 新たな加算の計上

- 入所児童に対する専門的ケアの充実と収入増を図る観点から、専門職の配置によって計上可能な加算（ソーシャルワーカー配置加算、心理担当職員配置加算、強度行動障害児特別支援加算、日中活動支援加算）については、専門職の配置と併せて計上すべきである。
- 福祉・介護職員等処遇改善加算、要支援児童加算及び地域移行加算についても、サービスの質の向上と収入増に効果的であることから、各学園における取組状況等を確認した上で、必要な要件を満たし次第、速やかに計上すべきである。
- 小規模グループケア加算については、できる限り良好な家庭的環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係を形成することができる、ケア単位の小規模化を実現する取り組みであることから、推進すべきと考えられる。しかし、加算計上のためには食堂等の交流スペースや台所等を整備する必要があることから、3学園が老朽化し建替えを行うのに併せて、導入を検討すべきである。

ウ セーフティーネットとしての機能強化

- 強度行動障がいを抱えるなど支援が困難な障がい児を受け入れることは、県立の福祉型障がい児入所施設の使命と考えられることから、心理担当職員の配置や強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を確保することにより、受入れ態勢を整備すべきである。
- 契約入所の入所手続きを円滑にするため、正当な理由なく提供拒否しないこと、児童相談所が保護者からの求めがあった時に行うあっせん、調整及び要請に対しできる限り協力することについて、3学園は徹底すべきである。
- 社会・経済環境の変化等を背景に、入所児童の中には被虐待児が増えており、3学園は更なる社会的養護機能を発揮することが求められている。措置や一時保護の障がい児の受け入れ拡大のため、3学園と児童相談所間の連携強化が必要であることから、児童相談所で勤務経験のある心理担当職員（福祉心理職）を配置すべきである。また、被虐待児の受け入れのため一時保護枠（各施設1～2人）を設定すべきである。
- 3学園では、2（2）クでも述べたように、入所児間のトラブルを防止するため、4人部屋、3人部屋を通常1室1名で運用していることから、居室に空きがなく入所を断る原因となっている。したがって、4人部屋、3人部屋に簡易的な壁を設置し個室を増やすことによって、受け入れ可能な障がい児数を増やすべきである。
- 2（2）エで述べたように、3学園には村山地区を出身とする障がい児が多く入所しており、村山地区への福祉型障がい児入所施設の新設が望まれるところだが、近年の建設・工事費の高騰や人員確保困難といった問題や既存施設の有効活用の観点から、現時点での村山地区への新設は困難と言わざるを得ない。今後3学園の老朽化が進み、建替えが必要になると考えられることから、将来的に村山地区に新設することについて検討すべきである。

エ 運営体制の効率化

- 3学園ともに定員30人であるものの、長年実員20人以下の状況が続いている現状を鑑みると、1人あたりの報酬単価アップのため、定員を20人程度まで引き下げるべきである。ただし、少子化の進行に伴い入所が必要な障がい児数の減少が見込まれる一方で、今後取り組む入所手続きの円滑化に伴い入所児童数が増加する可能性もあることに留意する必要がある。

- 3 学園では夜勤を 3 人体制で回しているため、直接支援職員の数が多くなり、コスト高の要因になっていることから、2 人夜勤体制に移行すべきである。2 人夜勤体制に移行する際は、人手が必要となる朝と夕方から就寝前までの支援について、早出・遅番勤務者を増員して対応するなど、サービス水準を低下させないような体制にすることに留意する必要がある。
- 現在直営で行っている調理業務について、業者へ委託する場合、委託先の倒産リスクやとろみ食への急な対応が困難といったデメリットがあるものの、大きなコストダウンを図れることや調理スタッフの労務管理が不要になるといったメリットが大きいことから、業者へ委託することについて検討すべきである。ただし、現在正職員として雇用している調理技能員の雇用を守ることに留意する必要がある。
- 現在直営で行っている警備業務について、業者へ委託する場合、調理業務と同様労務管理が不要となるメリットの他、シルバー人材センターへ委託した場合、コストダウンにつながるといったメリットもあることから、業者へ委託することについて検討すべきである。ただし、シルバー人材センターに委託した場合、本格的な警備スタッフでないため、緊急事態（不審者対応等）への対応が困難であることに留意する必要がある。
- 経営効率化のための学園の統廃合については、大きなコストダウン効果が期待できるものの、少子化の進行に伴い入所が必要な障がい児数の減少が見込まれる一方で、今後取り組む入所手続きの円滑化に伴い入所児童数が増加する可能性もあることから、当面の間、学園の統廃合は行わず、入所児童数の推移や施設の老朽化の状況をみながら、検討すべき課題と考える。
- 3 学園の民営化について、受け入れ先がなければ不可能であることから、県内の複数の社会福祉法人に対し、指定管理者制度を活用した民営化が可能か調査を行った。結果は、以下のとおり。

＜表 25 民営化受入可能性調査（令和 7 年 10 月 20 日～11 月 26 日）＞

	主な事業	受入可能性	受け入れる条件 (受け入れられない理由)
最上地区の法人 A	生活介護 就労 B	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模が大きすぎる。現在行っている事業で精一杯。 ・現在障がい児向けの事業を行っていない。
置賜地区の法人 B	障がい者支援 施設（知的）	×	<ul style="list-style-type: none"> ・現在障がい児向けの事業を行っていない。 ・支援員・保育士等の人員確保が困難。 ・学園のある場所が法人の活動エリアから遠い。
置賜地区の法人 C	介護老人福祉 施設 児童養護施設	×	<ul style="list-style-type: none"> ・現在障がい児向けの事業を行っていない。 ・民営化当初は県から職員を派遣してもらう必要があるが、給与が低い等により当法人の職員と同様に働いてもらえるか不安がある。 ・支援員・保育士等の人員確保が困難。
庄内地区の法人 D	障がい者支援 施設（身体）	×	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数の減少が見込まれ、採算を考えると見通しが暗い。 ・民営化当初は県から職員を派遣してもらう必要があるが、当法人の働き方で納得してもらえるか不安。
村山地区の法人 E	障がい者支援 施設（知的） 介護老人福祉 施設	△	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の成り立ちから、他に受け入れる法人がなく、県の方針として正式に要請があれば、受け入れを検討する必要があるものと考えている。 ・最終的には理事会判断になるが、条件次第と思う。事前の環境整備（施設の改修、人員体制の改善等）は必要と思う。

令和 7 年 3 月に県が策定した「山形県行財政改革推進プラン 2025」中、「公の施設について、引き続き県が保有する必要性を常に検証するとともに、運営を希望する事業者がいる場合は、サービス水準の維持向上に留意しつつ、民間移譲を検討します」、「直営の公の施設について、指定管理者制度の活用可能性を幅広く検討します」と記載されていることから、3 学園についても指定管理者制度を活用した民営化について検討すべきである。

ただし、現在県が雇用する正職員保育士 105 名中 3 学園で勤務する正職員保育士は 65 名おり、3 学園を民営化する場合、現在 3 学園で勤務する正職員保育士の雇用の確保が課題となることから、当面は直営を維持した上で、事前の環境整備（施設の改修、人員体制の見直し等）を行いながら、段階的に 3 学園の民営化を目指すべきである。

（2）在宅支援機能

ア 日中一時支援事業

市町村及び相談支援事業所を対象に調査した結果、やまなみ学園のある置賜地区には今後利用希望の児童がおらず、ニーズを充足していると考えられるものの、最上学園のある最上地区、鳥海学園のある庄内地区には、今後利用希望の児童がおり、利用促進を行う余地があることから、日中一時支援事業の受入拡大及びサービス充実を図るべきである。

イ 短期入所事業

市町村及び相談支援事業所を対象に調査した結果、やまなみ学園では既に多くの利用者を受け入れているにもかかわらず、なお利用希望の児童が多数おり、鳥海学園のある庄内地区には、今後利用希望の児童がおり、利用促進の余地があることから、短期入所事業の受入拡大及びサービスの充実を図るべきである。併せて、短期入所事業の受入拡大のため、3（1）ウで述べた「居室の個室化」も進めるべきである。

ウ 障がい児等療育支援

当事業は利用料無料で必要な方は誰でも利用できるサービスであり、在宅障がい児を抱える保護者にとってとても価値のあるサービスであることから、障がい児等療育支援については、事業継続・充実するべきである。

エ 新たな在宅障がい児福祉サービス（放課後等デイサービス等）

市町村及び相談支援事業所を対象に調査した結果、4地区全てにおいて、3学園に放課後等デイサービスが設置されれば、利用させたい児童がいるという結果であり、地域のニーズは高いものと考えられることから、放課後等デイサービス等の新たな在宅障がい児福祉サービスを3学園に設置することについて、検討すべきである。なお、設置時期については、施設改修の必要性や今後の人員体制の見直し、民営化の進捗度なども勘案しながら、検討する必要がある。

4 おわりに

本検討会議では、3学園について県直営を維持するか民営化するかといった検討だけでなく、3学園のあるべき姿とは何かを明らかにするため、民営化された他府県2施設と3学園の状況を比較しながら、3学園の入所機能、在宅支援機能、運営状況について、評価を行った。その結果、県直営であるからこそわかりにくい3学園の様々な課題を浮き彫りにすることができたと考える。本検討会議での議論を踏まえ、県では来年度、県立福祉型障がい児入所施設のあり方（案）を策定する予定であるが、この度浮き彫りとなった課題の中には、すぐにでも改善可能な事項も多いことから、県には「あり方（案）」を策定する前から、児童相談所等の関係機関と連携の上、改善に向けて取り組みを進めることを期待する。

この度、「指定管理者制度を活用した民営化を検討すべき」との結論に至ったが、3学園を民営化するためには、正職員保育士の雇用を守りながら、人員体制のスリム化を図る必要があり、相当な時間を要するものと想定される。加えて、受入先候補として想定した法人には直接処遇に係る事業の経験がないなど課題も多いことから、今後さらに受入先候補として想定した法人と十分な調整・協議をしながら、「あり方（案）」の内容を検討する必要があると考える。県が来年度策定する「あり方（案）」の内容が、サービス水準の維持・向上に資するものとなることを期待したい。

最後に、この報告書を受けて、県をはじめ、児童相談所、市町村、相談支援事業所等の関係者が連携し、障がい児支援が着実に進むことを強く期待する。